

屬する部落。
ツツヲリ 九折 ツツ 河北郡河村郷に屬する部落。奥山峠の道に當る。
ツツレブクロ 津津連 宮井安泰が易學・言語學等に關して述べた雜著。今その續篇が存する。

ツツキナイキ 筒井内記 諱は誠彬。遠祖は伊勢にあつて、彌郡學太郎と稱したが、後鳳至郡七浦庄に來住し、誠彬に至つて再び筒井氏に復した。天正四年越後の長興市景連が、珠洲郡正院に至つて要塞を構へ、郡境を侵した時、誠彬七尾の諸將の請を容れ、郷民を糾合して之を拒み入らしめなかつた。次いで九年前田利家の能登に入るや、其の陣營に伺候し、嚮導の任に當り、十年石動山の役にも功を立て、同年十月十日鳳至郡大澤村の内十五俵の地を下賜せられた。誠彬また文祿二年六月には能登濱海より糧米を肥前名護屋に輸し、慶長九年御扶持人十村役を命ぜられ、十八年十二月六日歿。二代内記時正(慶安三年歿)・三代内記時永(寛文二年十月歿)・四代内記時種(延寶三年十一月歿)・五代權兵衛時房(享保七年四月歿)・六代内記時方(安永二年四月歿)・七代内記清富(天明七年三月歿)・八代内記重雅(享和三年十一月歿)・九代直作時椿(文化五年七月歿)・十代内記成功(天保十年十月歿)・十一代次郎八成則(明治十六年三月歿)皆十村役であつた。

ツナギコ 繁海鼠 ↓ナマコ 生海鼠。
ツナヒキマツリ 綱引祭 鳳至郡輪島町住吉神社の祭禮に、もと綱引が行はれた。能登誌に『鳳至町住吉は一郷の大社にて、年中祭禮多き中にも、七月六日の夜は綱引祭として、

毎歲大町通りに數百尋の大綱を引渡し、町中は上の手・下の手と別れ、其外近郷見物の者ども最良方を手傳いたし、左右勝負にて其時の吉凶を知る祭なり。』と記する。
ツネカタ 恒方 珠洲郡の百姓で、恒方を通稱とし、初め松波に居たが、後鹿野に移つた。前田利家入國の際周旋する所あつたが、爲、天正十年高十五俵を扶持せられ、次いで十村に任じ、子孫多く之を襲いだ。後年又鳳至郡宇出津にも藤波にも任んだことがある。恒方が狩野氏を冒すものは、鹿野村に住して居た爲であらう。

ツネカハタカヒサ 恒川登壽 通稱判左衛門。文化五年父七兵衛壽年の後を承け、祿五百石を襲ぎ、組外より大小將に轉じ、表小將・奥小將となり、前田齊泰の時また御側小將・表小將・御使番等に任ぜられた。文久二年六十八歳を以て歿。登壽、穩樂齋と號し、最も和歌を好み、又その著に穩樂齋隨意集十一卷がある。
ツネカハナガタケ 恒川長武 初名山森久次郎、後權左衛門・監物。尾張荒子に於いて前田利家に仕へ、漸く祿を増して七百石に至り、御使番に任じ、老後西仁と稱し、寛永五年十一月廿一日歿した。二代監物齊而の孫伊兵衛長次に至り嫡流は斷絶したが、支族は世世藩に仕へた。

ツネカハナガツク 恒川長次 通稱伊兵衛。長武の曾孫。御馬廻組に屬し、知行五百石を受けしたが、元祿三年七月四日亂心して淺野宮附近に自殺を謀り、十二日に至り歿した。
ツネダ 常田 鳳至郡小伊勢の内の小字。
ツネダヤクシ 常田薬師 鳳至郡小伊勢の

字に常田がある。能登名跡志に『東の山手に常田といふ所に薬師堂あり。則常田寺といふ。寺中境内風景類なき地にて、其上靈驗あらたにて、毎月八日・十二日には人々歩を運びて賑しき也。』又能登誌に『此寺昔は大伽藍成しとて、今も灰塚と云所に礎の跡あり。』と見える。この薬師如来は木造座像体高七六厘のもので、平安末期の作と認められ、能登作佛薬師の一として數へられてゐる。

ツネブ 常歩 藩政時代に、普通の速力を以てする飛脚。早飛脚に對して常飛脚ともいふた。↓ハヤミチヒキヤク 早道飛脚。
ツネマル 常丸 ↓ツルヤツネマル 鶴屋常丸。
ツノヲサンエモン 角尾三右衛門 初めて前田利家に仕へて五百俵を領した。子孫相繼いで藩に仕へる。
ツバキザキ 椿崎 鳳至郡岩車の部落から南方に在る岬。
ツバキシミツ 椿清水 江沼郡官谷に在る。江沼志稿に、この嶺に椿清水があつて、蓮如上人の舊蹟であると記してゐる。

ツバキテラ 椿寺 鹿島郡鶴浦の部落から二軒を隔てた山中に在る。當國觀音巡禮四番の札所で、詠歌に『世の中の鹿渡島浦をたちはなれ心も圓き椿森寺』といひ、目廻り四米五の楯がある。能登名跡志に鹿渡島の觀音堂を椿森とも椿寺ともいふと記してゐるのは誤である。椿寺に寺院はなく、只小堂があるばかりである。
ツバキハラジョウ 椿原城 石川郡なる金澤郊端にあつた。越登賀三州志故墟考に、長享の頃椿原に左近將監が居た。左近將監は姓

を闕き、椿原は田井天神社地であると記する。田井天神社は今の椿原神社のことである。
ツバキハラジンジヤ 椿原神社 ↓タキテンジンシヤ 田井天神社。
ツバキハラヤマ 椿原山 金澤椿原神社の社地續きの岡山である。椿原の名稱は、舊傳に往昔は今の社地から馬坂の邊へかけ、椿の生茂つた荒地であつたからこの名を得たといふ。

ツバクラ 津波倉 江沼郡那谷谷に屬する部落。加賀志微に、兵庫即ちつはもの倉のあつた所であらうとしてゐる。
ツバクラ 津波倉 能美郡粟津郷に屬する部落。郷村名義抄に、この村の社に銅製の燕が二個あるによつて名としたとあるが、これは逆説であらう。加賀志微には兵庫即ちつはもの倉のあつた所としてゐる。山口記に、慶長五年八月朔日利長公利政君發三道山能美郡吉竹・木場・燕島より進備とあるものはである。又寶永誌にはこの村嶺に法灯寺の跡があるととし、能美名跡志にはそれをほつと寺と書いてゐる。

ツバクラガハ 津波倉川 江沼郡馬場並びに能美郡日用嶺山から流出し、六軒許で木場瀉に注ぐ。
ツバクラハチマングウ 津波倉八幡宮 能美郡津波倉に在る。式内等舊社記に、『津波倉八幡神社。粟津津波倉村鎮座。郷内之舊社也。神寶于今傳來。』とあつて、今も社藏に朱塗木造獅子頭長さ三八厘九・幅四六厘九・奥行五四厘五のものがあり、その上願裏面に『八幡宮。粟津上保右衛門景久施入。元亨二年八月□□。燕目堂□□之。』と黒漆地に朱書せ

ツツ—ツハ